児童手当の制度が変更になります

●現況届の提出が

※届出が必要な人には現況届を送付し 出していた現況届が不要となります ·度から、これまで毎年6月に提

現況届が必要な人 配偶者からの暴力などにより、

住民

離婚協議中で配偶者と別居している人 市に住民票がない児童を養育する人 票の住所地が市外の人

その他、 状況を確認する必要がある人

(単位:万円)

収入額の

目安

1,071

1,124

1,162

1,200

1,238

1,276

所得上限限度額

【新設】

所得額

858

896

934

972

1,010

1,048

●所得上限限度額を新設

○所得制限限度額未満の場合 る人の所得に所得上限限度額が設けら 10月支給分から、児童を養育してい

【児童が3歳以上小学校修了前】 10,000円

【児童が3歳未満】 月額15.

Ŏ 円

【所得制限・上限限度額表】

所得額

622

660

698

736

774

812

において生計を維持した人の数をいいます。

所得制限限度額

【特例給付】

収入額の

目安

833.3

875.6

917.8

960

1,002

1,040

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶

※扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1

養親族並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日

扶養親族

等の数

0人

1人

2人

3人

4人

5人

額となります。

○所得制限限度額以上、所得上限限度

律5,000円(特例給付) 年齢を問わず、 児童・

なります。 資格消滅後、 改めて認定請求書の提出が必要と

額未満の場合

○所得上限限度額以上の場合 人当たり月額

支給なし(資格消滅となります) 再度条件を満たした場

①児童を養育しなくなったことなどに より、 なったとき

②受給者や配偶者、 わったとき(ほかの市区町村や海外 児童の住所が変

への転出を含む)

③受給者や配偶者、

人につき 38 万円 (扶養親族等が 70 歳以上の同一生計配偶 者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。あくま で目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除などを控 除した後の所得額で所得制限を確認します。 母指定者」の指定を受けるとき

●次の場合は、 届出が必要です

支給対象となる児童がいなく

④一緒に児童を養育する配偶者を有す

るに至ったとき、

または児童を養育

していた配偶者がいなくなったとき

児童の氏名が変

⑦国内で児童を養育している者とし ⑥離婚協議中の受給者が離婚したとき ⑤受給者の加入する年金が変わったと

含む)

き(受給者が公務員になったときを

※過年度分の現況届が未提出の場合、 当該年度の現況届は引き続き提出が

海外に住んでいる父母から「父

児童手当を支払います

6月15日(水)に、2月分から

5月分までの児童手当を指定口座 に振り込みます。16日(木)以降、

母子家庭・父子家庭の人へ ひとり親家庭等医療費助成の手続きを

23 🗒 0558 (76)800福祉こども相談センター

問 行政経営課 ☎ 055-948-1429

○新規申請

受給できることがあります。 族状況に変更があった場合、 なかった人も、 状況により、 令和3年分の所得や家 これまで受給でき 7月から

7月以降受

持ち物

※提出した場合でも、所得状況により

受給できない場合があります。

給することができません。 請書の提出がない場合は、 に更新手続きの案内を郵送します。

申

受給している人には、5月末

○継続申請

③マイナンバーカードまたは通知カ ②申請者名義の通帳の写し ①健康保険証の写し(本人と全員分)

提出方法

②窓口(大仁庁舎1階

福祉こども相

談センター)

④附加給付内容証明(健康保険組合に ※通知カードの場合、 許証やパスポー 加入している場合) のもの)の提示が必要になります。 トなど、顔写真付き 身分証(運転免

※新型コロナウイルス感染防止のた

なるべく郵送で提出ください。

※申請者や児童の状況などにより、 があります。 の他の書類を提出していただく場合

8時30分~17時15分 6月3日(金)~ 申請受付期間

※土日は除く

6

月6日(木)

情報公開 · 個人情報保護

1.情報公開制度 (公文書開示)

申請場所

大仁庁舎1

福祉こども相談センタ

『**上**報公開制度』は、市民 **月**の皆さんの知る権利を 尊重し、市の活動に関する情 報を公開することにより、皆 さんの市政への理解と信頼を 深め、開かれた市政を推進す ることを目的としています。

2. 個人情報保護制度

市が保有する個人情報 の開示、訂正および利用停止 を請求する権利を明らかにす ることにより、個人の権利を 保護することを目的としてい ます。

3. 不服申立て状況

↑服申立てはありませんで

令和3年度中における利用状況は、次のとおりです。

実施機関別公文書の開示の利用状況 (単位:件) 処理の状況 存否応答 実施機関 全部 部分 文書 却下 件数 取下げ 開示 開示 拒否 不存在 市 長 26 0 23 3 0 0 0 0 会 0 0 0 0 0 0 0 教育委員会ほか* 5 2 3 0 0 0 0 0 31 0 25 0 6 0 0 0

*教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監查委員、 農業委員会、固定資産評価審查委員会

| 【1】実施機関別保有個人情報の開示の利用状況 | | | | | | | | | 単位:件 |
|------------------------|---|----------|-----------|-------|------|-----|------------|-----------|------|
| 実施機関 | | 請求 件数 | 請求 取下げ | 処理の状況 | | | | | |
| | | | | 全部開示 | 部分開示 | 不開示 | 存否応答 拒否 | 文書 不存在 | 却下 |
| 市 | 長 | 6 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議 | 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会ほか* | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 小 | 計 | 7 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 |

- *教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監查委員、農業委員会、固定資産評価審查委員会
- 【2】保有個人情報訂正請求は、ありませんでした。 【3】保有個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

☎ 055 (948) 29